

1 規則等の題名

審査基準及び処分基準の新設及び改定

2 根拠法令・条項

(1) 審査基準

ア 高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45条）第5条第1項

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）

第4条第1項、第4条の4第1項、第5条の3第3項、第5条の4第3項、第5条の5第3項、第6条第1項、第7条第2項、第7条の3第1項、第9条の2第1項、第9条の3第1項、第9条の4第1項、第9条の5第2項、第9条の5第4項、第9条の9第1項、第9条の10第2項、第9条の10第3項、第9条の13第1項、第9条の13第3項及び第9条の14第3項

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）

第24条第2項

(2) 処分基準

ア 高知県行政手続条例第12条第1項

イ 銃砲刀剣類所持等取締法

第4条の3第2項、第4条の4第2項、第9条の2第2項、第9条の3第2項、第9条の4第3項、第9条の5第3項、第9条の6第3項、第9条の8第1項、第9条の8第2項、第9条の9第2項、第9条の10第3項、第9条の11第2項、第9条の12第1項、第10条の6第6項、第10条の8第2項、第10条の8第3項、第10条の9第1項、第10条の9第2項、第11条第1項、第11条第2項、第11条第6項、第11条第7項、第11条の3第1項、第11条の3第2項、第12条の3及び第13条の3第1項

3 公募した規則等の概要

審査基準を新設したもの

- (1) 技能講習修了証明書の手換え又は再交付（銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第76号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第3項）
- (2) 年少射撃資格の認定（法第9条の13第1項）
- (3) 年少射撃資格認定証の手換え又は再交付（法第9条の13第3項）
- (4) 年少射撃資格講習修了証明書の手換え又は再交付（法第9条の14第3項）

審査基準を改定したもの

- (1) 銃砲又は刀剣類の所持の許可（法第4条第1項）
- (2) 許可に係る銃砲等の確認（法第4条の4第1項）

- (3) 講習修了証明書の手換え又は再交付（法第5条の3第3項）
- (4) 技能検定合格証明書の手換え又は再交付（法第5条の4第3項）
- (5) 国際競技に参加する外国人に対する所持許可（法第6条第1項）
- (6) 許可証の手換え又は再交付（法第7条第2項）
- (7) 猟銃又は空気銃の許可の更新（法第7条の3第1項）
- (8) 指定射撃場の指定（法第9条の2第1項）
- (9) 射撃指導員の指定（法第9条の3第1項）
- (10) 教習射撃場の指定（法第9条の4第1項）
- (11) 射撃教習を受ける資格の認定（法第9条の5第2項）
- (12) 教習資格認定証の手換え又は再交付（法第9条の5第4項）
- (13) 練習射撃場の指定（法第9条の9第1項）
- (14) 射撃練習を行う資格の認定（法第9条の10第2項）
- (15) 練習資格認定証の手換え又は再交付（法第9条の10第3項）
- (16) 国際競技に参加する外国人に対する許可の期間（銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第224号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項）

処分基準を新設したもの

- (1) 認知症に係る指定医の診断書の提出命令（法第4条の3第2項）
- (2) 年少射撃資格者に対する指示（法第10条の9第2項）
- (3) 射撃指導員の許可の取消し（法第11条第6項）
- (4) 年少射撃資格の認定の取消し（法第11条の3第1項）
- (5) 年少射撃資格の認定の取消し（法第11条の3第2項）
- (6) 調査のための受診命令（法第12条の3）
- (7) 調査を行う間における銃砲又は刀剣類の提出命令（法第13条の3第1項）

処分基準を改定したもの

- (1) 許可猟銃等に係る打刻命令（法第4条の4第2項）
- (2) 指定射撃場の指定の解除（法第9条の2第2項）
- (3) 射撃指導員の指定の解除（法第9条の3第2項）
- (4) 教習射撃指導員の解任の命令（法第9条の4第3項）
- (5) 教習資格の認定の取消し（法第9条の5第3項）
- (6) 教習用備付け銃に係る打刻命令（法第9条の6第3項）
- (7) 教習射撃場の指定の解除、証明書の交付の禁止（法第9条の8第1項）
- (8) 教習射撃場の指定の解除（法第9条の8第2項）
- (9) 練習射撃指導員の解任の命令（法第9条の9第2項）
- (10) 練習資格の認定の取消し（法第9条の10第3項）
- (11) 練習用備付け銃に係る打刻命令（法第9条の11第2項）
- (12) 練習射撃場の指定の解除（法第9条の12第1項）
- (13) 保管に係る銃砲に関する措置命令（法第10条の6第6項）

- (14) 猟銃等保管業者に対する措置命令（法第10条の8第2項）
- (15) 猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令（法第10条の8第3項）
- (16) 所持許可を受けた者に対する指示（法第10条の9第1項）
- (17) 銃砲等の所持許可の取消し（法第11条第1項）
- (18) 銃砲等の所持許可の取消し（法第11条第2項）
- (19) 取消し前の銃砲等の提出命令（法第11条第7項）

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

当該意見公募は、高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に基づくものです。

5 規則等の制定日

平成21年12月4日（金曜日）

6 結果公示の日

平成21年12月3日（木曜日）

7 意見公募の期間

平成21年11月26日（木曜日）から平成21年11月30日（月曜日）まで

8 提出された意見の数

0件

9 結果の概要

平成21年11月26日（木曜日）から平成21年11月30日（月曜日）まで意見公募を実施したところ本件に対するご意見は寄せられませんでした。

10 結果資料等の入手方法

高知県警察ホームページ

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課

県民室（県庁本庁舎1階）

各福祉保健所（須崎を除く）

須崎農業振興センター

11 担当課・連絡先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 088-826-0110（内線 3033又は3034）